

議 第 1 2 号 議 案

「テロ等組織犯罪準備罪」成立にかかわる説明責任と議会運営に憂慮する決議について

「テロ等組織犯罪準備罪」成立にかかわる説明責任と議会運営に憂慮する決議を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年6月16日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

提 案 理 由

「テロ等組織犯罪準備罪」成立にかかわる説明責任と議会運営に憂慮する理由から、富士見市議会として決議し、この案を提出します。

「テロ等組織犯罪準備罪」成立にかかわる説明責任と議会運営に憂慮する決議

平成29年6月15日参議院本会議に於いて「テロ等組織犯罪準備罪」の採決が行われ成立された。

この法案審議のなかでは、適用対象や構成要件などを変更し対象犯罪数を減らしたものの、その対象となる「組織的犯罪集団」の定義や、構成要件に「準備行為」を加える点に関しても、その具体的な説明内容は不明確である。

また、277の適用対象犯罪には文化財保護法や著作権法、廃棄物処理法、競馬法、森林法など、テロとの関わりが明確でないものも数多く含まれ、人権侵害や活動等への影響が懸念される。これまで丁寧な説明を行うことを表明していたにも拘らず、内容に不明瞭な点が目立つなどより解りやすい説明が必要であった。

さらに、同法の成立に際し、法務委員会の審議を途中で省略し、中間報告として委員会採決をせず、本会議採決という行動をとるなかで可決成立された。このような運営は過去に行われた経過はあるものの、議会運営としては慎重に対応しなければならないし、国民に対して不安と疑念を抱かせる結果となっている。

以上を踏まえ、富士見市議会は政府に対し、同法の成立にかかわる説明責任と議会運営に対し憂慮するとともに、今後このような対応を取らないことを求める。

以上、決議する。

平成29年6月 日

埼玉県富士見市議会